

石川県立七尾特別支援学校珠洲分校仮設体育館の
賃貸借
入札説明書

令和7年4月
石川県教育委員会事務局教育政策課

この入札説明書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、地方自治法、同施行令、石川県財務規則、石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則、本件調達役務に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、石川県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

（１） 調達役務の名称及び数量

石川県立七尾特別支援学校珠洲分校仮設体育館の賃貸借（以下「本業務」という。）一式

（２） 調達役務の仕様

石川県立七尾特別支援学校珠洲分校仮設体育館の賃貸借仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

（３） 契約期間

契約締結の日から令和１０年３月３１日まで

地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約

- ・ 設置期限 令和７年１０月３１日
- ・ 賃貸借期間 令和７年１１月１日から令和９年１０月３１日まで
- ・ 解体撤去 令和１０年３月３１日まで

（４） 履行場所

仕様書のとおり

（５） 入札方法

入札金額は、１(３)の契約期間に係る総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （３） 令和７年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和７年石川県告示第１１３号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- （４） 令和７年度における石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る競争入札の参加資格において、分類番号３２「リース・レンタル業類」の登録があること。
- （５） 建設業許可を有する者であること。
- （６） 仮設建物賃貸借契約において、１棟あたりの床面積が５００㎡以上の仮設建物を設置した実績を有する者であること。

3 入札参加資格確認の申請等

入札者は、以下のとおり入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

- ・入札参加資格確認申請書（様式1）
- ・設置実績表（様式2）
- ・参加資格要件としている業務実績が確認できる書類（契約書の写し等）

(2) 提出方法

郵送（書留郵便とし、受領期限必着とする。持参は不可とする。）

(3) 受領期限

令和7年4月18日（金）午後1時

(4) 提出場所

12に示す場所

(5) 入札参加資格の確認結果通知

郵送により通知するものとする。

4 質問の受付及び回答

入札等に係る質問は以下のとおり行うこと。

(1) 質問方法

12に示すメールアドレスに電子メールで質問票（様式3）を添付し提出すること。メールの題名は以下のとおりとする。なお、受信した電子メールには石川県から確認メールを返信し、その確認メールをもって質問の受付を完了したものとする。

題名：【入札参加者名】石川県立七尾特別支援学校珠洲分校仮設体育館の賃貸借の入札等に係る質問

(2) 質問期限

令和7年4月15日（火）午後3時

(3) 回答方法

質問及び回答の内容を、以下の石川県ホームページに掲載する。個別の回答はしない。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/seisaku/nanaotokushisuzubunkokasetu.html>

(4) 回答掲載期間

令和7年4月17日（木）頃から同年4月25日（金）午前10時まで

5 入札及び開札

入札者は、入札説明書、仕様書及び契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を熟覧のうえ入札しなければならない。

(1) 入札書の提出方法

持参または郵送

持参の場合は受領期限までの執務時間中（午前8時30分～午後5時15分まで）とする。

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。（郵送の宛先は12に示す場所）

(2) 受領期限

令和7年4月25日（金） 午前10時

(3) 開札日時及び場所

令和7年4月25日（金） 午前10時

(4) 留意事項

ア 入札者は、次の（ア）から（エ）までに掲げる事項を記載した入札書（様式 4）を提出しなければならない。

（ア） 調達役務名

（イ） 入札金額

（ウ） 入札者の本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印（外国人の署名を含む。）以下同じ。）

（エ） 入札書の宛名は石川県知事とすること。

イ 入札書の郵送は、書留郵便等で 12 に示す事務担当あてに提出すること。この場合においては、二重封筒とし、表封筒には、入札書在中と朱書きし、入札書は中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の表に「入札名及び入札日時」を記載すること。

ウ 入札者は、仕様書及び契約書（案）の内容を十分考慮して、契約期間に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

オ 入札公告により入札参加資格確認申請書を提出した者が、当該入札の参加資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格確認審査が開札日時までに終了しないとき、資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

カ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、別に定める日時において入札する。

キ 再度の入札によっても落札者がいない場合は、入札を打ち切り、2 回目の入札で最も金額が安かった者と随意契約する可能性がある。

ク その他本入札説明書に記載のない入札及び開札に係る留意事項については、総務部管財課競争入札心得を準用することとする。総務部管財課競争入札心得は以下の石川県ホームページよりダウンロードできる。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/documents/050701_kokoroe.pdf

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が提出した入札書

(2) 調達役務名及び入札金額のない入札書

(3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印がない又は判然としない入札書

(4) 調達役務の表示に重大な誤りのある入札書

(5) 入札金額の記載が不明確な入札書

(6) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印のない入札書

(7) 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書

(8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格

- 又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
 - (10) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約書の作成

- (1) 契約条項は、契約書（案）のとおりとする。
- (2) 契約締結者は、石川県知事 馳 浩とする。
- (3) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して 5 日以内（県の休日を除く。）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (4) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに石川県知事が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (5) (4) の場合において石川県知事が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 石川県知事が契約の相手方とともに記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。
- (8) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (9) 石川県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続きが開始された場合、契約手続きの中断、停止等を行うことがある。

9 入札保証金及び契約保証金 免除する。

10 苦情の申立て等

入札者は、政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成 8 年 6 月 28 日石川県告示第 366 号）第 2 条の規定に基づき、調達が協定の規定に違反して行われたと判断する場合には、調達手続のいずれの段階においても、石川県政府調達苦情検討委員会に対し、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日の翌日から起算して 10 日以内に、文書により苦情を申し立てることができる。

11 その他

- (1) 入札者又は契約の相手方が本件調達役務に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

12 担当部署

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地（行政庁舎 17 階）

石川県教育委員会事務局教育政策課

電話番号：076-225-1813 メールアドレス：k-kohou1@pref.ishikawa.lg.jp